

平成二十六年四月二十三日提出
質問第一三三四号

法務省幹部職員による不祥事に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

法務省幹部職員による不祥事に関する質問主意書

本年四月、法務省の幹部職員が、省内の女子トイレにカメラを仕掛け、盗撮をしていたと報じられている。報道によれば、右職員とは、仙台や横浜の各地裁等で裁判官を務めており、二〇一〇年四月より同省の大臣官房に勤務しているとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 法務省幹部職員が盗撮を行ったというのは事実か。事実なら、その者の官職氏名を明らかにされたい。

二 一の者は逮捕され、取り調べを受けているのか。現在置かれている状況について説明されたい。

三 一の者が盗撮を行ったことに対する法務省の見解如何。

四 一の者が懲戒免職ではなく、今後法務省を退職した際、退職金は支払われるか。支払われるのなら、それは社会通念上適切であるか。

五 過去十年のうち、盗撮はじめ猥褻行為を働き、処分された法務省職員はいるか。いるのなら、当該職員が行った行為の内容、それぞれに対して下された処分の内容等、年ごとに詳細を明らかにされたい。

六 五の職員のうち、懲戒免職以外で法務省を退職した者はいるか。またその者に対し、退職金は支払われているか。

七 六で、支払われているのなら、それは社会通念上適切であるか。
右質問する。